

2018年（平成30年）1月24日

消費生活条例の改正に関する知事答弁に対する意見

神奈川県知事 黒岩祐治 殿

不招請勧誘規制を求める関西連絡会

世話人：国府泰道（弁護士，大阪弁護士会所属）

長谷川彰（弁護士，京都弁護士会所属）

山崎省吾（弁護士，兵庫県弁護士会所属）

山崎敏彦（弁護士，先物・証券被害問題研究会（大阪））

浅田奈津子（司法書士，大阪司法書士会所属）

牧野直人（司法書士，大阪司法書士会所属）

ミシェル・タン（研究者）

飯田秀男（全大阪消費者団体連絡会 事務局長）

連絡先：リード総合法律会計事務所（弁護士吉田実）

（TEL06-6282-0007 FAX06-6282-0005）

私たちは、消費者被害に取り組む弁護士，司法書士，消費生活相談員や消費者団体，研究者が不招請勧誘に対する規制を求めて結成した連絡会です。

2017年（平成29年）12月5日の神奈川県議会本会議において、神奈川県消費生活条例の改正に関してなされた知事の答弁について、以下のとおり意見を述べます。

1. 知事は、神奈川県消費生活条例の改正に関し、2017年（平成29年）12月5日の神奈川県議会本会議において、訪問販売お断りなどの貼り紙を玄関や門扉へ貼って勧誘を断る意思を示している世帯への訪問を禁止することは、悪質な業者からの被害を防ぐのに規制は最善の解決策とはいえないとされ、業界の自主規制やガイドラインの策定があらゆる業界に広がるよう働きかけ、訪問による悪質な勧誘の撲滅をする宣言を知事自ら行い、これに賛同を求め、県内に浸透させることで悪質な訪問勧誘ができない環境づくりにつなげていきたいとの答弁をされました。

しかし、このような知事の答弁は、第19次神奈川県消費生活審議会の審議の経過とそれに基づいて作成された答申¹の内容を無視するものであり、また、同年9月9月27日から10月26日に行なわれた「改正骨子案」県民意見募

¹ 平成29年8月 「「神奈川県消費生活条例改正の基本的考え方について（答申）」

集の結果を無視するものであり、極めて遺憾なものといわざるを得ません。

2. 知事は、上記答弁において、健全な営業活動の阻害や、地域の見守り活動や地域コミュニティへの影響、ステッカーを貼った高齢者の狙い撃ちといった規制への懸念があったことを指摘されましたが、これらは、以下に述べるとおり、いずれも当を失したものです。知事が県議会の本会議という公の場でこのような指摘されることは、県内外に、訪問販売の規制に関して誤った認識・印象を与えかねないものであり、到底看過することはできません。

(1) まず、「健全な営業活動の阻害」という点ですが、そもそも、シールを貼るなどして示された消費者の拒絶の意思を無視して行う勧誘が「健全な営業活動」であるといえるのか根本的に疑問です。消費者庁が指摘するように、貼り紙等を無視して行う勧誘は商道德に反するものです²。既に、北海道、京都府、大阪府などでは、このような行為を条例において「不当な取引行為」にあたるとして禁止しています。条例により規制を導入することは、およそ「健全な営業活動」を阻害するものではありません。

(2) 次に、「地域の見守り活動や地域コミュニティへの影響」という点ですが、訪問販売お断りステッカーは、地域の見守り活動を阻害するものなどではなく、逆に、地域での有効な啓発ツールとして、条例による規制の有無を問わず、多くの地方公共団体で活用されています。実際に、ステッカーの配布や条例による規制が、見守り活動の支障になったという報告はなされてはおりません³。そもそも、事業者による見守り活動は、宅配業務と関連するもので、飛び込み営業とは無関係です。「地域の見守り活動や地域コミュニティへの影響」を問題とすることは、全くの見当違いです。

(3) さらに、「ステッカーを貼った高齢者の狙い撃ち」という点ですが、条例で訪問販売お断りステッカーに法的効力を認めることで回避することができる問題ともいえませんが、むしろ、これは、端的に配布の仕方の問題というべきです。ステッカーの配布を高齢者に限定した場合には指摘のような危惧が妥当する余地もありえますが、通常、訪問販売お断りステッカーは、高齢者であるか否かを問わず配布されており、ステッカーが貼付されているから

² 平成21年12月10日消費者庁取引・物価対策課「改正特定商取引法における再勧誘禁止規定と「訪問販売お断り」等の張り紙・シール等について」

³ 見守りネットワークの活動の一環として、ネットワークを明記した訪問販売お断りシールの配布する取組も存在します（北海道、網走市、白老町など）。

とって高齢者の狙い撃ちはできません⁴。神奈川県においては、横浜市、川崎市、相模原市において、ステッカーが配布されていますが、ステッカーを貼付したことで、高齢者が狙い撃ちにあったなどという報告は確認されていません。条例による規制が導入されている北海道、京都府、大阪府等においても、ステッカーの貼付により高齢者が狙い撃ちされたなどという報告はなされていません。そもそも、ステッカーに法的な効力を認めるか否かと、高齢者が狙い撃ちされるかということは無関係です。したがって、「高齢者の狙い撃ち」などということは全くの杞憂であり、およそ規制を導入することを妨げる理由とはなりえません。

3. これに対して、知事が答弁において示された業界の自主規制等へ向けた働きかけや宣言等の施策は、その効果は全く定かではなく、条例による規制を導入する以上に有効な方策であるとは到底考えられません。逆に、これまで自主規制を行ってきた一部の業界においてさえ訪問販売によるトラブルが少なくないことや、業界団体には属さない事業者も存在することなどを考えれば、その実効性は極めて疑問であるというほかはありません。
4. 高齢化がますます進展するなか、自宅にいる機会も多い高齢者が、要請をしていない訪問勧誘を予め断るといった意思の表明に法的な効果を認めることは、高齢者の消費者被害の予防に役立つものです。また、高齢者に限らず、要請をしていない訪問勧誘を迷惑だと感ずる県民が、いきなりの訪問を予め拒みたいという意思は尊重されるべきです。
5. 本書において指摘した各点を踏まえ、答弁で示された考えを直ちに再考され答弁を撤回するとともに、消費生活審議会での議論とこれに基づく答申、及び、パブリックコメントにおいて示された意見を尊重し、訪問販売規制を含めた条例改正案を県議会に提案されるよう求めます。

以上

⁴ 多くの地方公共団体では高齢者であるか否かを問わず希望者全員に配布していますが、大阪府堺市や奈良県生駒市などのように全戸配布している地方公共団体も少なくありません。